岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

一建築物に関する整備基準

建築の名			用	途		
工	事		階	数	地上	階
種	別		**		地下	階 ·
階	別	階の用途			gの用途 gの床面	
			新築等	の部分	既存	部分
	階			m [*]		m²
	階			m [†]		m²
	階			m		m [*]
	階			m		m [*]
	階			m [†]		m²
		計		m [‡]		m [*]
全て	の階	公共的施設の用途に供する部分以外の床面積		m [‡]		

◆ 記入方法 ◆

- 1 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
- 2 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 3 適合状況欄は、次により記入してください。
 - 〇…整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - /…整備基準の適用がないとき。
- ※ 摘要欄には記入しないで下さい。

1 出入口等

		整備基準	適合状況			
直	妾坛	也上へ通ずる出入口				
	•	幅は90cm以上(1以上)		(幅	cm)	
	•	自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸				
	•	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止				
駐	車均	場へ通ずる出入口				
	•	幅は90cm以上(1以上)		(幅	cm)	
	•	自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸				
	•	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止				
不特	寺万	定かつ多数の者が利用する各室の出入口				
	•	幅は80cm以上(1以上)		(幅	cm)	
	•	自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸				
	•	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止				
入	昜丬	料金等の徴収や店舗のレジ等の通路(1以上)				
	•	幅は80cm以上		(幅	cm)	
	•	自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸				
	•	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止				

2 廊下等

	整備基準	適合状況	摘要
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
段	を設ける場合		
	・ 手すりの設置 (教育施設、共同住宅等は免除)		
	・主たる階段の回り段の禁止		
	・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
	・周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい		
	踏面(教育施設、共同住宅等は免除)		
	• 突き出し等がなく、つまづきにくい段 (教育施設、共同住宅等は免除)		
	・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設 (駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除)		
1	の出入口等から各室の出入口にいたる経路(1以上)		
	・幅は120cm以上	(幅 c	m)
	・ 末端部分及び区間50m以内ごとの車いす回転用スペースの確		
	保(共同住宅等は免除) ・ (高低差がある場合)		
	・ (商仏左がめる場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		
	・出入口等に接する部分の水平の確保		
	• 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に		
Ļ	水平部分を確保		
直	接地上へ通ずる出入口から案内所又は案内設備までの経路(1以	以上)	
	・ 視覚障害者の誘導を行うための線状ブロック・点状ブロッ ク等の設置、音声誘導装置等の設置又は常時勤務者による		
	誘導(風除室内、教育施設、共同住宅等は免除)		
傾	料路を設ける場合(その踊り場を含む)		
	・ 幅は120cm (段併設の場合は90cm) 以上	(幅 c	m)
	・ 勾配1/12 (高低差16cm以下の場合は1/8) 以下	(勾配 1/)
	・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
	・手すりの設置		
	・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
	・周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
	・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設 (勾配が1/20以上(高低差が16cm以下の場合は、1/12)以下、教育施設、共同住宅等は免除)		

3 階段

	整備基準	適合状況	摘要
直	接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段		
	・手すりの設置(教育施設、共同住宅等は免除)		
	・主たる階段の回り段の禁止		
	・粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
	・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい 踏面(教育施設、共同住宅等は免除)		
	・ 突き出し等がなく、つまづきにくい段 (教育施設、共同住宅等は免除)		
	・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設 (駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除)		

4 エレベーター

	整備基準	適合状況		摘要
-	用途面積が2,000㎡以上の公共的施設へのエレベーターの設置	設置台数	台	
か				
	・幅は140cm以上	(幅	cm)	
	・ 奥行きは135cm以上	(奥行き	cm)	
	• 車いすの転回に支障のない構造			
	・ 停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置			
		到着予定階		
	• 音声装置の設置	戸の閉鎖		
		かごの昇降方向		
	・ 出入口の幅は80cm以上	(幅	cm)	
	• 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置			
	・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御 装置の設置			
乗	降ロビー			
	• 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置			
	・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御 装置の設置			
		(幅	cm)	
	・ 幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上	(奥行き	cm)	
	• 到着するかごの進行方向を表示する装置の設置			
	・ 音声装置の設置	かごの昇降方向		

5 特殊な構造又は使用形態の昇降機

	整備基準		適合状	況	摘要
	テ程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレ ローの場合	設置	台数	台	
•	かごの定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下		(速度 (面積	m/分) m ²)	
•	「平成12年建設省告示第1413号第1第七号」に規定する段差 解消機		(Ш] ģ	1117	
•	かごの幅は70cm以上		(幅	cm)	
•	かごの奥行きは120cm以上		(奥行き	cm)	
•	(かご内で方向を変更する必要がある場合) 車いすの転回に支障のない構造				
	け使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちな 昇降するエスカレーターの場合	設置	台数	台	
•	踏段の定格速度は30m/分以下		(速度	m/分)	
•	2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設 置				
•	「平成12年建設省告示第1417号第1ただし書」の車いす使用 者用エスカレーター				

6 便所

	整備基準	適	合状》	元	摘要
用	途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合				
	- +	男女兼用		か所	
	・車いす使用者用便房の設置 (男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)	男子用		か所	
	(万女v)区为 N~o) · O · M · C · A	女子用		か所	
男·	- 子用又は男女兼用便所	1			
	車いす使用者用便房の構造				
	・ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	・腰掛便座の設置				
	・手すりの設置				
	・ 出入口幅は80cm以上		(幅	cm)	
	戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に 水平部分を確保				
-	出入口幅は80cm以上		(幅	cm)	
•	戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平 部分を確保				
	男子用小便器を設ける場合(1以上、教育施設及び共同住宅等は免	,除)			
	• 手すりを設けた床置き式又は壁掛式の小便器の設置				
女	子用便所				
	車いす使用者用便房の構造				
	・ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	・ 腰掛便座の設置				
	手すりの設置				
	・ 出入口幅は80cm以上		(幅	cm)	
	戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に 水平部分を確保				
•	出入口幅は80cm以上		(幅	cm)	
•	戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平 部分を確保				

7 駐車場及び自動車車庫

	整備基準	遃	i合状況		摘要
駐	車台数が30台以上の場合の車いす使用者用駐車施設の設置	設置区画		台	
車(いす使用者用駐車施設の構造				
	・ 出入口に近い位置に配置				
	・幅は350cm以上		(幅	cm)	
車(いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路				
-	粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
段(の構造				
	・手すりの設置				
	・主たる階段の回り段の禁止				
	・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
	• 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい 踏面				
道	等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路(1以上)		(幅	cm)	
	・ 幅員は120cm以上		(幅	cm)	
	(高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置				

8 敷地内の通路

整備基準	j	適合状況	į	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
段の構造				
・ 手すりの設置 (教育施設、共同住宅等は免除)				
・主たる階段の回り段の禁止				
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい 踏面(教育施設、共同住宅等は免除)				
道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路(1以上)				
・幅は120cm以上		(幅	cm)	
・ (高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置				
直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路 (1以上。駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除)				
・ (用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合) 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置				
・ 車路に接する部分等に点状ブロック等の敷設				
傾斜路を設ける場合(その踊り場を含む)				
・ 幅は120cm (段併設の場合は90cm) 以上		(幅	cm)	
勾配1/12(高低差16cm以下の場合は1/8)以下	(勾	配 1/)	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置				
• 手すりの設置				
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい 床				
・ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸				

9 客席

	整備基準	通	百合状法	兄	摘要
		客席数		席	
固	官式客席数に応じた車いす使用者用区画の設置	車いす使用	用者区	画	
				区画	
車	いす使用者用区画の構造				
			(幅	cm)	
	・ 区画の幅は85cm以上、奥行きは120cm以上	(奥	行き	cm)	
	・水平な床				
	・ 客席内通路の幅は120cm以上		(幅	cm)	
	(高低差がある場合)				
	傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置				
傾	料路を設ける場合(その踊り場を含む)	T			
	・ 幅は120cm (段併設の場合は90cm) 以上		(幅	cm)	
	・ 勾配1/12(高低差16cm以下の場合は1/8)以下	(勾图	配 1/)	
	・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置				
	・手すりの設置				
	・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
	・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい				
	床				
	 ・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設 (2017年 1/12) 以下、数 				
	(勾配が1/20以上(高低差が16cm以下の場合は、1/12)以下、教育施設、共同住宅等は免除)				

10 標識及び案内設備

	整備基準	適合状況	摘要
案	勺設備		
	・エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置		
	(案内所の設置又は配置を容易に視認できる場合は免除)		
	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音等により視覚障害者に示す案内設備の設置 (案内所を設ける場合は免除)		
施	设付近の見やすい位置に標識(日本工業規格Z8210に適合)を設	置	
	・ 4に定めるエレベーター		
	・ 5に定める車いす使用者用特殊構造昇降機		
	• 6に定める便所		
	・ 7に定める車いす使用者用駐車施設		

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

二公共交通機関の施設に関する整備基準

公共交通機関の施設の名称

1 出入口

. щ/		整	備	基	準					ì	商合状況		摘	要
		幅90cm以上	(構造上や	むを得ない	場合は、	80сп	以上)				(幅	cm)		
1以上の	D出入口	車いす使用者 段を設ける場			となる具	との禁	※止(構	造上や	むを得す					
	戸	幅90㎝以上	(構造上や	むを得ない	場合は、	80сп	以上)				(幅	cm)		
	r	自動開閉式又	ては高齢者、	、障害者等	が円滑に	2通過	可能な	江戸						

2 改札口

	整 備 基 準	適合状況	摘要
	幅80cm以上	(幅 cm)	
1 以上の改札口	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
	自動改札機への進入の可否の表示		

3 乗降場

~		**	適合状況	按	
-			過音状况	摘	女
		車両の乗降口の縁端との感覚を出来る限り小さくする配慮(構造上の理由により間 隔が大きいときは、警告するための設備を設置)			
		プラットホームと車両の乗降口の床面を出来る限り平らとする配慮			
		車いす使用者の円滑な乗降に支障のある場合に、乗降を円滑にするために十 分な 長さ、幅及び強度を有する設備の備え			
		排水横断勾配:1%(やむを得ない場合は、免除)	(勾配 1/)		
		床は滑りにくい仕上げの表面			
鋭 道 駅	i F	発着するすべての車両の乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置 に停止させることができるプラットホームには、ホームドア、又は、可動式ホーム さく(円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、点状ブロックその他視覚障 害者の転落を防止する設備)の設置			
		上記以外のプラットホームには、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックそ の他の視覚障害者の転落を防止する設備を設置			
		遠路側以外の端部への転落防止さくの設置(転落のおそれがない場合は、免除)			
		列車の接近を文字等及び音声で警告する設備の設置(やむを得ない場合は、免除)			
		照明設備の設置			
		車いす使用者乗降口の表示(乗降口の位置が一定していない場合は、免除)			
バ		床は滑りにくい仕上げの表面			
スター	ミナル	縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所に 接する部分へのさく、点状ブロックその他の設備の設置			
L		車いす使用者が円滑に乗降できる構造			

4 通路

		整 備 基 準	適合状況	摘要
		高低差がある場合の傾斜路又はエレベーター等の昇降機の設置	基	
降口と	通路と乗	床は滑りにくい仕上げの表面		
	の間の経 ち1以上	幅は140cm以上(やむを得ない場合は、末端部分及び50m以内ごとに車い す転回スペースを確保し、幅120cm以上)	(幅 cm)	
		照明設備の設置		
	戸	幅は90cm以上(やむを得ない場合は、80cm以上)	(幅 cm)	
	Ļ	自動開閉式又は高齢者、障害者等が円滑に通過可能な戸		
		幅は120cm(段併設の場合90cm)以上	(幅 cm)	
		勾配 1 / 12 (高低差16cm以下の場合 1 / 8) 以下	(勾配 1/)
	傾斜路	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
	快 計 日	手すりの設置		
		粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
		周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい床		
	段	周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい段		
	权	突き出し等がなく、 つまづきにくい段		

5_ 階段

<u> </u>		_
整備基準	適合状況	摘 要
主たる階段の回り段の禁止(やむを得ない場合は、免除)		
粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい踏面		
突き出し等がなく、つまづきにくい階段		
手すりを両側に設置		
手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字を貼付		
照明設備を設置		

6 エレベーター及びエスカレーター

6	エレベー	·ター及びエスカレーター *	適合状況		摘 要
		公共交通機関の施設 (1日平均乗降客数5,000人以上) の乗降場に至る通の高低差が生ずる箇所へのエレベーターの設置	過日扒加	基	JIPJ 35
		幅140cm以上	(幅	cm)	
		奥行き135cm以上	(奥行き	cm)	
		かご内に鏡を設置			
		車いすの転回に支障のない構造			
		停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置			
	かご	音声装置の設置			
エ		出入口幅80cm以上	(幅	cm)	
レベー ター		車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置			
		点字、音による案内等、視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置			
		ガラス窓又はかご内を表示する設備			
		手すりの設置(握り手その他これに類する設備)			
		車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置			
		点字、音による案内等、視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置			
	乗 降 ロビー	幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上	(幅	cm)	
	ビー	幅及び突行さればなれば300回外上	(奥行き	cm)	
		到着するかごの進行方向を表示する装置の設置			
		音声装置の設置			
	上り専用	と下り専用をそれぞれ設置		基	
エス	踏み段の	表面及びくし板は滑りにくい仕上げ			
カ	昇降口に:	おいて、三枚以上の踏み段が同一平面			
Ļ	色の明度	・色彩・彩度の差が大きく、識別しやすいくし板と踏み段			
タ	幅80㎝以	Ŀ	(幅	cm)	
ĺ	踏み段に	事止め			
	行き先及	び昇降方向を音声により知らせる設備			

7 便所

		整	備	基		準		適合状況		摘	要
	まいナは	□ 老 原 戸 の 言	九罕					男女兼用	か所		
		用者便房の記 ヌ分があるは	^{支直} 場合にはそれぞれ	.1 U.F.)				男子用	か所		
	())		9 H 12 10 C 10 C 10	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				女子用	か所		
		車いす使用	目者が円滑に利用	できる十分な床	末面積	の確保					
1 以	車いす使	腰掛便座の)設置								
上の	用者用便	手すりの影	设置								
便所	房の構造	出入口幅8	0cm以上					(幅	cm)		
		戸は自動開	開閉式又は車いす	使用者が通過し	しやす	く、前後にオ	k平部分を確保				
	出入口幅8	30cm以上						(幅	cm)		
	出入口付達	近に、男女の	の区分及び便所の	構造を音、点写	字等に	より示す設化	備の設置				
	床は滑りに	こくい仕上げ	ずの表面]
			t、手すりを設け ⁻ る小便器を1以		器、壁:	掛式小便器	(受け口の高				

8 案内設備

0 朱門設備		
整備基	準	摘 要
車両の運行に関する情報を文字及び音声により提供するための記場合は、免除)	设備の設置(やむを得ない	
エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合 があることを表示する標識の設置	合所、休憩設備その他設備	
公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近への移動等円別 配置を表示した案内板の設置(容易に視認できる場合は、免除)	骨化のための主要な設備の	
公共用通路に直接通ずる出入口の付近等への旅客施設の構造及で 点字等により視覚障害者に示す設備の設置	が主要な設備の配置を音、	

9 その他設備

				_	
整備	基	準	適合状況	摘	要
公共用通路と車両の乗降口との間の経 又は音声等で視覚障害者を誘導する設備		視覚障害者用ブロックの敷	設		
上記の通路とエレベーター操作盤、案 する通路への視覚障害者誘導用ブロック		等販売所との間の経路を構	成		
階段、傾斜路及びエスカレーターの上	端及び下端に近接する	通路への点状ブロックの敷	設		
休憩設備の設置(1以上)					
乗車券等販売所又は案内所を設ける場 の設備を設置	合に、聴覚障害者が文	字により意思疎通を図るた	め		

- 備考 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
 - 2 適合状況欄は、次により記入してください。
 - ○…整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - /…整備基準の適用がないとき。
 - ※ 摘要欄には記入しないで下さい。

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

五 路外駐車場に関する整備基準

路外駐車場の名称	
面積及び駐車台数	

◆ 記入方法 ◆

適合状況欄は、次により記入してください。

- 〇…整備基準に適合しているとき。
- ×…整備基準に適合していないとき。
- /…整備基準の適用がないとき。
- ※摘要欄には記入しないでください。

1 経路(1以上)

1 経路(1以上)	1	Ambre A. I.I.	_	
整備基準		適合状況	兄	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
・経路上の段の禁止				
(傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合を関	余く)			
経路を構成する出入口				
- 幅は80cm以上		(幅	cm)	
経路を構成する通路				
・幅は120cm以上		(幅	cm)	
・ 50m以内ごとに車いすの回転場所の設置				
経路を構成する傾斜路を設ける場合				
・ 幅は120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)		(幅	cm)	
 勾配1/12 (高低差16cm以下の場合は1/8) 以下 		(勾配 1/)	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置				
・ 手すりの設置 (勾配1/12以上又は高低差16cm以上で勾配1/20				
以上)				
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床				
車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合				
昇降行程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレベーターの場合	設置	置台数	台	
) ~ a chthytic (1) N/T		(速度	m/分)	
・ かごの定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下		(面積	m²)	
・ 「平成12年建設省告示第1413号第1第七号」に規定する段差				
解消機				
かごの幅は70cm以上		(幅	cm)	
かごの奥行きは120cm以上		(奥行き	cm)	
・ (かご内で方向を変更する必要がある場合) 車いすの転回に支障のない構造				
車いす使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降するエスカレーターの場合	設置	置台数	台	
・ 踏段の定格速度は30m/分以下		(速度	m/分)	
・ 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設置				
・ 「平成12年建設省告示第1417号第1ただし書」の車いす使用				
者用エスカレーター				

2 駐車場

	整備基準	通	摘要		
•	車いす使用者用駐車施設の設置 (一以上)	設置台数		台	
車	いす使用者用駐車施設の構造				
	・ 幅は350cm以上		(幅	cm)	
	・出入口に近い位置に配置 ※				
	・ 車いす使用者用である旨の表示				

備考

※ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)による